

鳥獣害のない里づくり推進事業（猟銃所持初期経費支援）

1 事業目的

銃猟を行える捕獲の担い手の減少・高齢化が進む中、シカ、イノシシ等の大型獣の効率的かつ安全な捕獲を行うため、新規銃猟捕獲者の確保を支援することを目的とする。

2 補助事業の内容

補助対象経費・・・ 猟銃等所持許可証及び狩猟免許（第1種銃猟）を取得するために要する経費

補助対象費目・・・ ①猟銃等講習会受講に必要な経費（受講手数料）
②教習資格認定申請に必要な経費（申請料、診断書）
③猟銃用火薬譲受許可申請に必要な経費（手数料）
④射撃教習の受講に必要な経費（講習料）
⑤銃砲所持許可申請に必要な経費（申請料、診断書）
⑥銃砲所持許可審査に必要な経費
（銃保管庫、実包保管庫購入費）
⑦狩猟免許試験受験に必要な経費（受験手数料、診断書）
※ 再試験、再受講、再申請に係る経費は対象としない

補助事業者・・・ あわら市の有害鳥獣捕獲隊員で、猟銃を使用した活動を行う予定の者

補助率・・・ 1/2以内

3 補助要件

- ・ 65歳未満であること
- ・ 猟銃等所持許可及び第1種銃猟狩猟免許を取得、又は取得見込みであること
- ・ 一人の補助期間は連続した3年度までとすること
（なお、同一経費に対する他の補助を重複して受けることはできない）

4 交付申請

下記の書類を添付した申請書を提出すること

- ・ 事業計画書
- ・ 収支予算書
- ・ カタログ等

5 補助金の返還について

- ・ 補助対象者が、連続した3年度の間、猟銃等所持許可証及び狩猟免許（第1種銃猟）を取得しない場合
- ・ 補助対象者が、上記許可及び免許取得後1年以内に猟銃等を使用した捕獲活動に参加しない場合